

保険料は？

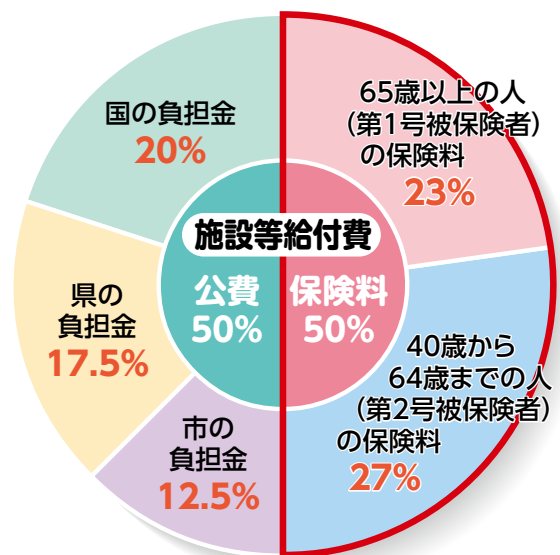
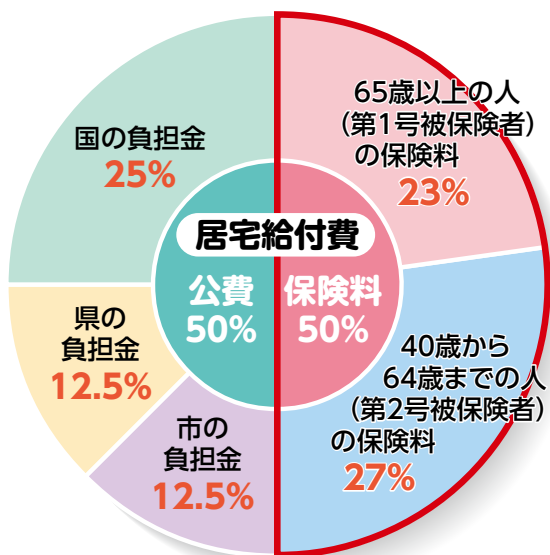
みんなで制度を支えあう大切な財源です

介護保険は、40歳以上の人々が納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料は美濃加茂市の介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



サービスの利用者負担

財源の約半分が保険料です

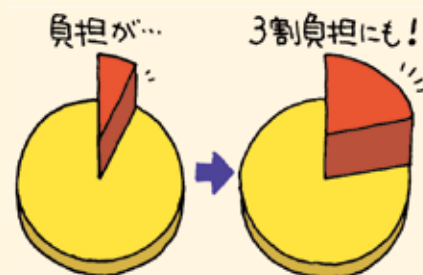


保険料を納めないでいると

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上…費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- 2年以上…利用者負担が3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

※利用者負担が3割の人は、4割に引き上げられます。



40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

国民健康保険や健康保険など、その人が加入している医療保険の保険料算定方法にもとづいて決められ、医療保険の保険料に含めて納めます。医療保険者が徴収した保険料は、支払基金（社会保険診療報酬支払基金）に全国分が一括して集められ、そこから各市区町村に交付されています。

●国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は美濃加茂市の国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

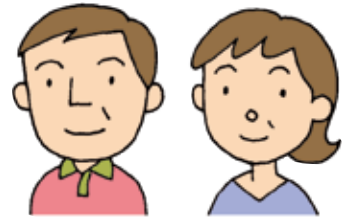
$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割} + \text{資産割}$$

所得割：第2号被保険者の所得に応じて計算
 均等割：世帯の第2号被保険者の数に応じて計算
 平等割：第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらと計算
 資産割：第2号被保険者の資産に応じて計算

※医療保険分（国民健康保険）、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護保険分の賦課限度額は別々に決められます。
 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

医療保険分（国民健康保険）、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護保険分をあわせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。



●職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

医療保険料、子ども・子育て支援金、介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

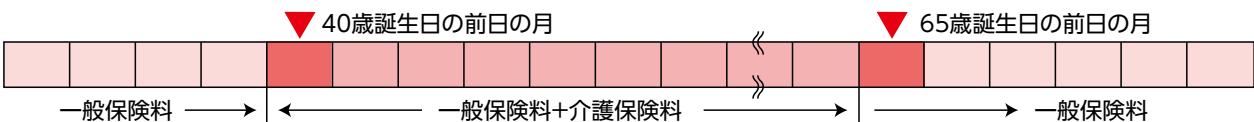
※40歳から64歳までの被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。



40歳到達時・65歳到達時の取扱い

一般保険料のみを徴収されている40歳未満の健康保険の被保険者が、40歳に到達し介護保険の第2号被保険者となったときは、40歳到達日（誕生日の前日）の月から、一般保険料と介護保険料の合算額が徴収されます。例えば、40歳の誕生日が11月1日の被保険者は、10月分の介護保険料から負担します。

65歳に到達し第1号被保険者となったときは、65歳到達日（誕生日の前日）の月の前月まで、一般保険料と介護保険料の合算額が徴収され、65歳到達日の月以降は一般保険料のみとなります（介護保険料は市町村が徴収します）。



65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みなさんの所得に応じて設定されます。令和6年度から、保険料が変わっています。

$$\text{保険料基準額（年額）} = \frac{\text{美濃加茂市の介護保険にかかる費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{美濃加茂市の第1号被保険者数}}$$

保険料（令和6年度～令和8年度の介護保険料年額）

美濃加茂市の令和6年度～令和8年度介護保険料基準額（年額）：**67,200円**

この基準額をもとに、みなさんの所得状況に応じて、下のように、所得段階を設定しています。

令和8年4月から 第1・2段階、第4・5段階を区分する基準となる金額が、「80万9,000円」から「82万6,500円」に変わりました。

令和8年度の所得段階区分別保険料

(※)小数点以下切り上げ

段階	所得段階区分	保険料年額	参考保険料月額(※)	割合
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者または本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下	19,150円	1,596円	0.285
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	32,590円	2,716円	0.485
第3段階	市民税世帯非課税で、上記以外の人	46,030円	3,836円	0.685
第4段階	市民税本人非課税（世帯に市民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下	57,120円	4,760円	0.850
第5段階	市民税本人非課税（世帯に市民税課税者がいる場合）で、上記以外の人	67,200円	5,600円	1.000
第6段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満	73,920円	6,160円	1.100
第7段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	84,000円	7,000円	1.250
第8段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	100,800円	8,400円	1.500
第9段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	107,520円	8,960円	1.600
第10段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	127,680円	10,640円	1.900
第11段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	141,120円	11,760円	2.100
第12段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	154,560円	12,880円	2.300
第13段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満	161,280円	13,440円	2.400
第14段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	168,000円	14,000円	2.500
第15段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	174,720円	14,560円	2.600
第16段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上	181,440円	15,120円	2.700

- 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、ほかの年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
- 所得段階 第1～3段階の保険料額について…低所得者への保険料軽減強化により、公費が投入されて保険料額が軽減されています。

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

納め方

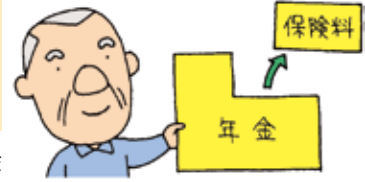
保険料は受給している年金の額などによって納め方が異なります。なお、第1号被保険者の保険料は65歳の誕生日の前日が属する月の分から納めます。

年金が年額18万円以上の人

特別徴収 で納めます

納め方

年6回の年金の定期支払いの際に、年金*の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。



※老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年の所得が確定していないため、原則として前年度2月の保険料額と同額を納めます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。		

次の人は普通徴収になります

- 年度の途中で65歳になった人
- 年度の途中で転入してきた人
- 年度の途中で所得段階の区分が変更になった人で、
保険料が下がる場合

年金の受給額が年額18万円以上の方は、その月から6か月をめぐりに特別徴収に切り替わる予定です。

年度の途中で 65歳になる人の 保険料は

誕生日の前日が属する月の分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐに年金からの差し引きとはなりません。納付書が送られてきますので、指定の金融機関などで納めること（普通徴収）になります。

※65歳になった月以降も医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

年金が年額18万円未満の人

普通徴収 で納めます

納め方

期日までに、市から送付されてくる納付書で、金融機関などを通じて納めます。

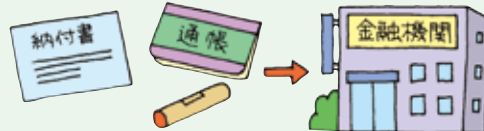
口座振替で納めましょう

普通徴収の人は、原則口座振替をご利用ください。

※口座振替の手続き直後の月や口座の残高不足などにより自動引き落としがされなかった場合には、納付書で納めていただきます。

これを持って美濃加茂市指定の金融機関でお申し込みください

- 納付書
- 預貯金通帳
- 通帳の届出印



口座振替の場合は決められた納期期日に引き落としとなりますので、残高をご確認ください。

仮徴収			本徴収								
4月	5月	6月	7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)	3月 (9期)
仮算定廃止により納付はありません。			確定した年間保険料額を、1～9期に分けて納めていただきます。								